

気象警報発令時の措置について

気象警報発令時には、状況により登下校が危険と判断されることがあります。その場合、生徒の安全を守ることができるよう、下記の要領にて休校等を判断しますのでご確認ください。

記

1. 大阪府のうち「岸和田市」に暴風・大雨・大雪・洪水警報のうち、いずれかの「特別警報」が発令されている場合は以下の通りとします。
2. 大阪府のうち「岸和田市」に「暴風」警報が発令されている場合は以下の通りとします。

時 間	警 報	対 応
午前8時現在	発令中	◇登校を見合わせ自宅待機とします
	解 除	◇平常授業
午前10時まで	解 除	◇第3時間目(11時30分)より授業を始めます
午前10時現在において	発令中	◇臨時休校
	解 除	◇第3時間目(11時30分)より授業を始めます

※ なお、暴風警報以外の警報・注意報の場合は登校すること。

3. 他府県または岸和田市以外に警報が発令されている場合は、該当地域に居住する生徒で、学校の開校に関わらず登校困難な場合には、保護者において状況を判断し、無理な登校をしないこと。
その際、自宅待機の場合は学校へ連絡をすること。
4. 学校始業後警報が発令された場合、状況により授業・学校行事を中止し帰宅させる場合がある。
5. 警報の解除後も交通機関の混乱が予想されるため、通学経路の安全を確認のうえ無理のない登校を心がけること。

その他

- ・ いずれの場合も、テレビ・ラジオ等のニュースでご判断ください。
- ・ 休校となった場合、警報の解除後も、部活動等での学校登校を禁止します。